ビスや在宅医療などについて アマネジャーは介護保険サー いいのかと困ったときに、ケ 何をどのように手続きしたら 緒に考え、さまざまなサー 家族に介護が必要になり、

仕事をしています。

のように過ごしていくか、本 必要な高齢者が在宅生活をど

に調整します。

ケアマネジャー

介護の

人や家族と計画を共に立てる

役割とは ケアマネジャー

ケアマネジャー 西川知秀さん

します。 がないかなど定期的に話を聞 要となったり、口から食事を 療サービスを受けられるよう 自宅への訪問看護で必要な医 食べられなくなった場合でも、 状態に応じたサービスを導入 家族が安定した生活を続けて 本人のかかりつけ医と連携し、 計画を立てた後も、 病状が悪化したときには、 必要があれば再調整しま 他に新たな困りごと 寝たきりで処置が必

療を支える 多職種 市在宅医療・介護連携部会 🏠 ② 1182 の役 割を知

介護保険サービスが必要になったら

① 「要介護認定」 申請をする

者の情報を共有しています。

護職が連携して、

要介護高輪

生活できるように医療職と介

市では、自宅でいつまでも

住み慣れた地域で生活を送る

今後も高齢者が安心して、

ことができるように支援をし

保健福祉センターひだまり1階窓口または 連絡所で「要介護認定」の申請をします。 ※居宅介護支援事業所などに代行してもら うこともできます。

② 心身の状態を調査します

【認定調査】

調査員が本人や家族から、本人の身体の状 態や、介護の状況などの聞き取り調査をし ます。

【主治医の意見書】

主治医(かかりつけ医)に医学的見地から 意見書を作成していただきます。

③ 審査・判定

認定調査の結果や主治医の意見書をもと に、「介護認定審査会」がどのくらい介護 が必要かなど審査・判定します。

④ 認定結果の通知

原則、申請から30日以内に市から認定結 果通知書と結果が記載された保険証が届き ます。「要支援 1・2 」・「要介護 1~5」「非 該当」のいずれかに区分認定されます。

ケアマネジャーが ケアプランを作ります

本人や家族と相談して、本人の希望・状態に 応じた介護サービス計画(ケアプラン)を 作成します。

サービス内容が決まったら事業者や施設と 利用の契約をします。

医療サービスが必要になった時は、主治医 との連携を行います。

(計画作成の利用者負担はありません)



⑥ サービスを利用します

サービスの利用者負担は原則として1割で す。(所得により2割のかたもいます)